

# 映文連 著作権セミナー

講師 北村 行夫 氏  
弁護士 虎ノ門総合法律事務所 所長

## 制作会社の著作権はどう保護されるか

平成24年10月25日知的財産高裁で出されたTVCM著作権帰属判決を受けて、その後、この問題をめぐる私たち映像業界に対する影響等を踏まえ、改めてその争点と解釈を解説していただきます。



### 講師プロフィール

#### 【経歴】

1968年 早稲田大学政経学部卒業  
1977年 東京弁護士会登録  
1980年 虎ノ門総合法律事務所所長就任  
日本知的財産仲裁センター仲裁委員・調停委員  
著作権法学会会員 国際著作権法学会員 著作権情報センター会員  
日本ユニ著作権センター相談員 東京弁護士会人権擁護委員会(「報道と人権部会」元部会長)

#### 【書籍】

『Q&A 引用・転載の実務と著作権法』監修 北村行夫、雪丸真吾(中央経済社 2005年)  
『新版 判例から学ぶ著作権』(太田出版 2004年)  
『原点から考えるオンライン出版』(太田出版 2012年)

日時 3月12日(木)午後6時30分～8時30分  
会場 株式会社電通テック 12階 A会議室

東京都千代田区内幸町1-5-3 新幸橋ビル12階  
JR、銀座線、浅草線「新橋駅」徒歩3分

定員 80名

参加料 会員 3,000円 (1名・税込)

一般 4,000円 (1名・税込)

申込先 (公社)映像文化製作者連盟

東京都中央区日本橋小網町17-18藤和日本橋小網町ビル7F

TEL:03-3662-0236 <http://www.eibunren.or.jp>

申込用欄に氏名・会社名・連絡先(TEL・FAX番号又はメールアドレス)をご記入の上、  
3月10日(火)までに映文連事務局宛にFAXもしくはメールでお申し込みください。

※北村弁護士にご質問がある場合は事前にお知らせください。(3月5日迄)  
(時間の都合上、内容を選択してお答えいたします。)

申込書(FAX:03-3662-0238/office@eibunren.or.jp)

会社名		ご連絡先 TEL・FAX メールアドレス		名
お名前				